資料 5

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る体制（イメージ）

【松戸市介護保険運営協議会】

委員：市長が認める者（２０名以内）
任期：２年以内

【松戸市地域ケア会議】

委員：市長が認める者（３０名以内）
任期：２年以内

【関係部・課長会議】

構成：福祉長寿部長（座長）、福祉長寿部審議監、高齢者支援課長、介護保険課長、国民健康保険課長
健康福祉部長、健康福祉政策課長、地域医療課長、地域福祉課長、健康推進課長

・計画の合意形成

【松戸市高齢者保健福祉推進会議】

委員：学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、公募による市民、その他市長が認める者（２０名以内）
任期：３年以内
＊平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

【担当部・課長会議】

構成：福祉長寿部長（座長）、福祉長寿部審議監、高齢者支援課長、介護保険課長
※必要に応じ、関係者を招集

【庁内ワーキンググループ】

構成：高齢者支援課、地域包括ケア推進担当室、介護保険課　他
※必要に応じ、関係者を招集
１６名

【事務局】高齢者支援課　３名

＜所掌事務＞

・計画の策定及び推進
・次期計画の策定及び検討
※部会は設定しない方向で検討

・計画の方針検討
・ワーキンググループの方針決定
・他計画との調整

・アンケートの項目検討
・計画書草案作成
・情報提供（広報、パブコメ等）

・計画のスケジュール管理
・各会議の調整
・アンケートの契約関係